

岐阜県公報

号外 (五) 平成二十四年 四月 一日

目次

規則

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

一

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(同)

二

告示

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正

(出納管理課)

四

規則

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第十号から第十六号まで」を「第九号から第十五号まで」に改める。

別表二の項中

- 1 手数料条例第二条第二項に規定する手数料
- 2 手数料条例第三条第一項ただし書の規定により申請の際に徴収しない手数料として規則で定めるもの(手数料条例別表第一四の表に規定する手数料を除く。)

を

- 1 手数料条例第二条第二項に規定する手数料
- 2 手数料条例第三条第一項ただし書の規定により申請の際に徴収しない手数料として規則で定めるもの(手数料条例別表第一四の表に規定する手数料を除く。)
- 3 手数料条例別表第一四の表に規定する手数料(情報料学芸術大学院大学において徴収するものに限る。)

に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表二の項の改正規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項第一号中「三万円」を「五万円」に改める。

第二百二十二条第二項中「契約書を作成したものを除く。」を削る。

別表二上欄中「モノづくり振興課、商業流通課、企業誘致課、情報産業課、中小企業課、労働雇用課」を「中小企業課、労働雇用課、企業誘致課、産業技術課、地域産業課、商業流通課、情報産業課、観光課、国際戦略推進課」に、「報道・振興課、施設調

整課」を「報道課、連携振興課、施設調整課、運営調整課」に、



を

中小企業課
労働雇用課
企業誘致課
産業技術課
地域産業課
商業流通課
情報産業課
観光課

に、

報道・振興
施設調整課

モノづくり振興課
商業流通課
企業誘致課
情報産業課
中小企業課
労働雇用課

国際戦略推進課

課

を

報道課
連携振興課
施設調整課
運営調整課

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表林政部森林整備課の部及び東濃振興局の部を削り、同表中山間農業研究所の部中「識別カード」を「有料道路自動料金収受システムの用に供する識別カード（以下「識別カード」という。）」に改め、同表警察本部総務室会計課の部総務課の項中「識別カード」を「特定消耗品（岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）別表第三に掲げる特定消耗品をいう。以下同じ。）」に改め、同部取調べ監督課の項から教養課の項までの規定中「識別カード」を「特定消耗品」に改め、同部教養課の項の次に次のように加える。

厚生課

厚生課において取り扱う特定消耗品の出納、保管及び記録管理に関すること。

第九条第一項の表警察本部総務室会計課の部監察課の項から通信指令課の項までの規定中「識別カード」を「特定消耗品」に改め、同部通信指令課の項の次に次のように加

える。

少年課	少年課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
生活環境課	生活環境課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
自動車警ら隊	自動車警ら隊において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
刑事総務課	刑事総務課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
捜査第一課	捜査第一課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
捜査第二課	捜査第二課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
捜査第三課	捜査第三課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
組織犯罪対策課	組織犯罪対策課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
鑑識課	鑑識課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
科学捜査研究所	科学捜査研究所において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
機動捜査隊	機動捜査隊において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。

第九条第一項の表警察本部総務室会計課の部交通企画課の項中「識別カード」を「特定消耗品」に改め、同項の次に次のように加える。

交通指導課	交通指導課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
-------	--

第九条第一項の表警察本部総務室会計課の部交通規制課の項から交通機動隊の項までの規定中「識別カード」を「特定消耗品」に改め、同部に次のように加える。

高速道路交通警察隊	高速道路交通警察隊において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
警備第一課	警備第一課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
警備第二課	警備第二課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
国体対策課	国体対策課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
機動隊	機動隊において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
警察学校	警察学校において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。

別表第一上欄中「報道・振興課、施設調整課」を「報道課、連携振興課、施設調整課、運営調整課」に改め、同表出納事務局出納管理課の項中「審査担当を命ぜられた」を「審査係に属する」に改め、同表人事委員会事務局職員課の項中「管理調整審査担当を命ぜられた」を「管理調整審査係に属する」に改め、同表労働委員会事務局審査調整課の項中「審査調整担当を命ぜられた」を「審査調整係に属する」に改める。

別表第二歴史資料館の項中「資料担当を命ぜられた」を「資料係に属する」に改め、同表旅券センターの項を削り、同表保健所に置かれる事務所の項中「生活衛生担当を命ぜられた」を「生活衛生係に属する」に改め、同表身体障害者更生相談所の項中「相談判定担当を命ぜられた」を「相談判定係に属する」に改め、同表希望が丘学園の項、子ども相談センター（中央、中濃及び東濃子ども相談センターを除く。）の項及びわかあゆ学園の項中「管理調整担当を命ぜられた」を「管理調整係に属する」に改め、同表計量検定所の項中「計量検定担当を命ぜられた」を「検査係に属する」に改め、同表中

産業技術センター	総務課長
機械材料研究所	管理調整担当を命ぜられた上席職員
研究所	企画調整課長
	工業技術 産業技術

センター	管理調整係に属する上席の職員	に改め、同表情報技術研究
	所の項から生活技術研究所の項までの規定中「管理調整担当を命ぜられた」を「管理調整係に属する」に改め、同表情報科学芸術大学院大学の項及び国際情報科学芸術アカデミーの項を削り、同表木工芸術スクールの項の次に次のように加える。	
情報科学芸術大学院大学	総務課長	に改め、同表高等学校の項及び特別支援学校の項中「学校事務主幹」を削る。
旅券センター	旅券係に属する上席の職員	
別表第二中山間農業研究所の項及び河川環境研究所の項中「管理調整担当を命ぜられた」を「管理調整係に属する」に改め、同表中	森林文化アカデミー	この規則は、公布の日から施行する。
	森林研究所	
理課長	森林研究所	附則
理調整担当を命ぜられた上席職員	森林文化アカデミー	
属する上席の職員	管理課長	この規則は、公布の日から施行する。
	管理調整係に	
に改め、同表東海環状自動車道事務所の項から岐阜駅周辺鉄道高架工事務所の項までの規定、建築事務所の項及び高山陣屋管理事務所の項中「管理調	博物館	を
整担当を命ぜられた」を「管理調整係に属する」に改め、同表中	美術館	
	現代陶芸美術館	文化財保護センター
	文化財保護センタ	
総務部長	文化財保護センター	

岐阜県告示第百八十一号	告示	二示
岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示（昭和三十九年岐阜県告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、別表二株式会社大垣共立銀行船町支店の項の改正規定は、平成二十四年四月九日から適用する。		
平成二十四年四月一日		
岐阜県知事 古 田 肇		
別表一株式会社三菱東京ユーエフジェイ銀行の項中「株式会社三菱東京ユーエフジェイ銀行」を「株式会社三菱東京UFJ銀行」に改め、同表中央三井信託銀行株式会社の項中「中央三井信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改め、同表三菱		

ユーエフジエイ信託銀行株式会社の項中「三菱ユーエフジエイ信託銀行株式会社」を「三菱UFJ信託銀行株式会社」に改める。

別表二株式会社十六銀行西関支店の項中「機械材料研究所」を「工業技術研究所」に改め、同表株式会社大垣共立銀行船町支店の項中「株式会社大垣共立銀行船町支店」を「株式会社大垣共立銀行本店営業部船町出張所」に改める。

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社